令和4年度第2回 新宿区労働報酬等審議会 議事概要

開催日時	令和4年11月21日(月) 午後2時から
開催場所	新宿区役所本庁舎4階 401会議室(入札室)
出席委員	六 田 文 秀 会 長
	石 川 光 子 副会長
	森まり子委員
	小澤重人 委員
	八 木 信 男 委 員
	角 谷 美 樹 委 員
次第	1 開 会
	(1) 令和5年度労働報酬下限額の設定について
	(2) 新宿区公契約条例に関するアンケートの結果報告について(中間報告)
	3 その他
-× +	4 閉 会
議事	▶ 令和 5 年度労働報酬下限額の設定について
	(契約管財課長)
	※資料2、3(委員から予め提出された意見書)について、以下のとおり説明し
	た。
	ロナ禾早よさので辛日ベデギ)、ナナーナキノハはマー①労働却副下四姫(co)、
	八木委員からのご意見でございます。大きく分けて、①労働報酬下限額について、②審議会の運営について、③公契約条例アンケートについて、④その他とい
	こ、②番譲去の連呂について、③公美利采例アンケートについて、母その他とい うところが4つの柱となっているところでございます。
	「①労働報酬下限額について」の1つ目として次年度に向け、賞与期末手当等
	「「の方関報師」「阪領に ういて」の 1 う日として 大平反に向り、 貞子朔木子 1 寸
	のでございます。これに対して、事務局の見解でございますが、公契約条例の対
	象となる労働者は、日雇い労働者やパート等も含まれておりまして、賞与分も含
	めると事業者の負担が過大になるおそれがあると考えます。そのため、現段階に
	おきましては、賞与分を含めることは考えていないところでございます。
	2つ目といたしまして、郊外施設の労働報酬下限額は各施設が所在する各県に
	おける各団体の給料表の高卒初任給を元に算出される金額を適用すべきとのご意
	見でございます。これにつきましては、今後の検討の課題とさせていただきたい
	と思っております。3つ目としては、人材確保の観点から職種別の労働報酬下限
	額を早期に設定するべきとのご意見でございます。これに対しましては、第1回
	審議会でもお答えしたところでございますが、決して区として職種別を否定する
	ものではございません。将来の検討課題とさせていただきたいと存じます。
	続きまして、大きな2つ目、審議会の運営についてでございます。審議会にお
	"

きましては、実質的な審議が行われ、区の予算編成に着実に反映させるためにも、審議会の第1回目は8月頃、また遅くとも区役所の予算二次査定前に開催すること、また12月にかけて複数回開催されるべきであるとのご意見を頂戴したところでございます。今年度はこれまでのご意見も踏まえ、3回実施する予定でございます。第3回が12月12日に開催する予定となっているところでございます。来年度以降でございますが、より充実した審議になるよう審議会の運営の仕方につきましては引き続き検討させていただきたいと考えております。

続きまして公契約条例対象契約の件数、落札率、契約先、労働報酬確認報告書の各項目集計結果や具体的な賃金額等実態が検証できるデータの提示をお願いしたいとのご意見でございます。資料につきましては今後も充実した審議になるように可能な限り来年度提供して参りたいと考えているところでございます。

続きまして3つ目の、大きな柱、公契約条例アンケートについてでございます。 条例の実効性を検証できる内容に改善すべきであり、実際に受け取る賃金が増え たかどうか等、より具体的な質問項目を追求することが必要であるとのご意見を 頂戴したところでございます。今回の労働者向けアンケート問7問8で類似の趣 旨の項目を設けておりまして、これらである程度、賃金に関する具体的なことを 聞けると区は判断したところでございます。それで今回のようなアンケートを実 施したところでございますが、次回のアンケートを実施する際は頂戴したご意見 等を参考にさせていただきたく、検討事項とさせていただきたいと考えておりま す。

アンケートについての2つ目、工事と委託のアンケート内容を変えるべきであるとのご意見をいただいたところでございます。今回のアンケートの回収結果も踏まえまして、令和5年度に予定しているアンケートを実施する際の検討事項とさせていただきたいと考えております。

大きな柱の4つ目「その他」でございます。現状では労働者の賃金が労働報酬下限額を下回った場合の差額請求権や元請け受注者の連帯責任が明記されていないため、ダンピング受注を行おうとする事業者を排除できず、公共工事や公共サービスの質の確保を担保できる状態であるとは必ずしもいえないというご意見でございます。行政指導型からILO条約型への転換は、受注事業者等の理解や専門家の指導が必要になるものと思われ、そのためにまずは実態を丁寧に把握していく必要があるとのご意見をいただきました。新宿公契約条例におきましては、第9条第2項第1号第2号及び第6号におきまして、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないことを定めているところでございます。労働環境確認報告書により賃金の最低額を確認し、履行が不適切な場合は改善の指示、契約を解除できることを定めております。よって、公共工事や公共サービスの質の確保について実効性はあると考えているところでございます。また、労働者の賃金差額請求権や下請け事業者への連帯責任については公契約条例の成果等を踏まえまして、長期的に検討する事項であると考えているところでございます。

続きまして角谷委員からいただきましたご意見についてでございます。角谷委員のご意見も大きく分けまして、4項目にわたってございます。

まず1番目が労働報酬下限額についてでございます。業務委託の中の希望型指名の案件の複数年契約においては、労働報酬下限額の変更が現状適用されてない点について、今回上り幅が大きいこともあり、適用が必要であるとのご意見をいただきました。ビルメンテナンス業の長期継続契約、これは一般的には3年でございますが、それについてのお尋ねと考えるところでございますが、現状においても各年度の労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払っていると認識しているところでございます。これまでは労働報酬下限額の改定にあたりまして、事業者から契約金額の変更の申し出がございませんでしたが、今回は上り幅が大きいことから契約変更の申し出があることは想定しているところでございます。これについては公契約条例に基づきまして、労働報酬下限額以上の報酬を支払うという観点から、適切な契約変更を行う必要があるものと考えているところでございます。

2つ目でございます。八木委員のご質問にもあったところでございますが、賞与期末手当等も計算式に反映させる議論を始めるべきであるとのご意見を頂戴したところでございます。公契約条例の対象となる労働者につきましては、先ほど申し上げましたが、日雇い労働者や短期間のパート等も含まれておりまして、賞与分も含めますと事業者の負担が過大となるおそれがあると考えております。そのため、現段階におきましては、賞与分を含めることは考えていないところでございます。

3つ目としては、当該施設の労働報酬下限額について各施設が所在する各県における各団体の給料表の高卒初任給を元に算出される金額を適用すべきとのご意見を頂戴したところでございます。これにつきましては、先ほど八木委員のご意見にもお答えしたとおり、今後の検討事項とさせていただきたいと考えております。

4つ目、人材確保の観点から職種別の労働報酬額を設定すべきというご意見でございます。これも先ほどの八木委員と同様に、第1回目の労働報酬等審議会でお答えしましたが、決して職種別の労働報酬下限額の設定を否定しているところではございません。将来の検討事項とさせていただきたいと考えております。

大きな柱の2つ目である工事に関する検討課題についてでございます。1つ目としては、建設現場従事労働者の賃金相場と設計労務単価との開きについて、東京都公共工事設計労務単価の9割を賃金として受け取れている労働者が非常に少ない実態があるとのご意見を頂戴いたしました。公契約条例を制定した区が主体として対応できることを精査しつつ、今後の推移を見ながら検討事項とさせていただきたいと考えているところでございます。

2つ目として、建設産業の諸問題を踏まえ、実態把握を行うことが重要であり、 新宿区発注の建設工事において、社会保険未加入や偽装請負の実態がないかどう か注視し、チェックしていく必要があるため、各工事の施工体制台帳のチェックや下請け業者からも労働環境確認報告書を提出してもらうことが必要である、というご意見をいただきました。また、行政と建設労組が一緒に現場に出向いてアンケート調査の協力の要請(世田谷区が行っている)や審議会として現場ヒアリング(日野市が行っている)について、実施の具体化をお願いしたいというご意見でございます。これにつきましても今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

工事に関する検討課題の3つ目、受注事業者と各下請事業者が一定の利潤を確保して各事業者が労働者に対して適正な労働報酬の支払い及び雇用に関する必要経費負担がきちんと行えるだけの充分な発注金額が確保されるように対策、積算ですとか入札ですとか契約をお願いしたいというご意見でございます。区といたしましては、現行におきましても適切な積算が行われていると考えているところでございます。適切な積算につきましては、国土交通省等からの通知があったところでございまして、各工事の主管課に対しても周知徹底しているところでございます。

続きまして3つ目、審議会の運営についてのご意見でございます。審議会にお いて実質的な審議が行われての予算編成に着実に反映させるためにも審議会の第 1回目は8月頃、遅くとも区役所内の予算の査定前に開催することという点でご ざいます。これは八木議員のご意見にもあったところでございますが、より充実 した審議になるように運営の仕方、開催時期等につきましては、引き続き検討し て参りたいと考えているところでございます。続きまして、公契約条例対象契約 の件数、落札率、契約先、労働環境確認報告書の各項目集計結果や具体的な賃金 額等、実態が検証できるデータの提示をお願いしたいという八木委員と同様のご 意見をいただいたところでございます。先ほどもお答えしましたが、資料につき ましては、より充実した審議になるように可能な限り提供して参ります。続きま して、労働者への周知は、ポスター等に加えて、ホームページや SNS などの活用 による情報発信も必要と考え、また受注事業者への説明会開催など条例の理解を 深める取り組み強化も必要であるとのご意見をいただきました。労働者等への周 知については、これまでも行ってきたところでございます。事業者向けの説明会 も条例制定前に複数回実施したところでございます。公契約条例の周知について は、理解を一層深められるよう、より有効な手法を検討しながら引き続き行って いきたいと考えております。続きまして外国籍住民が多いという地域性から、外 国人がきちんと生活できる賃金を得て納税もされる好循環の新宿区の地域政策が 必要と考え、公契約条例が寄与できるような対策の検討が必要であるとのご意見 をいただいたところでございます。公契約条例の理念に基づいた適切な労働環境 の実現は、外国人住民も含めた多くの区民にメリットをもたらすことを踏まえて、 引き続き公契約条例に基づいた取組を行って参ります。

最後に大きな4つ目、公契約条例アンケートについてのご意見でございます。

労働者の質問項目に労働報酬下限額以上の賃金額を受け取っているかどうかを問う質問項目が必須であるとのご意見をいただきました。先ほどの八木委員のご意見にもございましたが、今回の労働者向けアンケート問7、問8で類似の趣旨の項目を設けておりまして、これである程度賃金に関する具体的なことを聞けると判断し、今回のアンケートを実施したところでございます。ただ、次回のアンケートに向けましてはいただいたご意見を参考にしながら、検討事項とさせていただきたいと考えております。

2つ目でございます。労働報酬が増えた労働者がどれぐらいか、何人ぐらいいるか、全体の何パーセントか、労働報酬の引き上げの幅はどのくらいか、などの質問項目を加えたらどうかというところでございます。労働者の質問項目にこれらの内容を盛り込むべきというご意見と考えますが、一個人の労働者がこれらの項目に回答できるのかどうか懸念をもっているところでございます。アンケート自体が労働者にとりまして負担になることないよう次回のアンケートの設問にあたりましては充分検討して参りたいと考えております。

3つ目といたしまして工事と委託のアンケートは実態に即して、大きく変えて 良いと思うという意見でございます。これにつきましても、今回のアンケートの 回収結果も踏まえまして、来年度実施するアンケートにつきまして検討事項とさ せていただきたいと考えております。

4つ目でございます。工事の方は工事全体の傾向をつかむためにも、職種、階層、日額、年代、経験年数、建退共の加入状況、社会保険加入状況などの項目が必要とのご意見でございます。これらにつきましても、今回のアンケートの回収結果も踏まえまして、来年度実施する次回のアンケートを実施の際の検討事項とさせていただきたいと考えております。

最後のご意見でございます。労働者宛てアンケート対象は、一事業者の人数5人と限定せずに当該事業所の条例の対象となる全労働者に配布し、希望する労働者誰でも回答提出が可能とした方が良い、事業者による恣意的な選択が行われない段取りが必要であるとのご意見でございます。それに対しましては、区の人員体制を踏まえますと、アンケートとして実施できることにつきましては、やっぱりどうしても限りがあるところでございますが、ご意見としてはしっかり受けとめさせていただきたいと考えているところでございます。

▶ 質疑応答等

(八木委員)丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。基本的な事務 局案 1,202 円は良しという立場で発言させていただきますが、今、先ほども説明 がありましたけれど、次年度に向けては賞与分も計算式に含めることを意見として出させていただきました。日雇、パートを含めるということで、多様な雇用形態・任用形態があると重々承知の上で、それでもいろんな部分があるわけですから、いろんな種類に分けられます。比較的近いところ、手に取りやすいところか

ら、労働時間を換算して、常勤、あるいは非常勤の労働者だけどフルの常用労働者に近い雇用形態の労働者から検討するとか、引き続き検討いただければと思います。あと、郊外施設の件は、検討してくださるということで、これはお願いしたいと思います。

あとですね、資料2の(3)ですけど、職種別っていうことで書かせていただきました。人材確保の観点からどこの区でもやってますけど、足立区は政策的に建設から始まったんですよっていう話も前回ありましたけど、この辺も区内のいろんな重点課題を見つけていくのが、行政もそうですけど、議員さんも含めて、一つ、大きな責任なのかなと思っています。それで、先ほど角谷委員の質問に対する話でもあったんですけど、外国人の話ありましたけど、例えば考え方として外国ルーツの方についての労働の実態、あるいは生活水準をという話になるならば、例えば区内でよく働かれている外国籍の方がどんなふうに、区のサービスの中でどのような所で働かれてるんだとか、そういった一つの視点で調べてみるとか、ちょっとした切り口が必要なのかなと考えます。全体的になると、網羅的にやろうとするといつまでも時間がかかるので、本当に小さな一歩かもしれないけど、最初はそこからでもいいのかなという気がしてさっき聞いておりました。引き続き検討をお願いしたいと思います。

あと、2番の審議会の運営ですけど、今年度3回設定してくださったということ、ありがとうございます。12月の本当に厳しい時期まで、よく設定してくださったと思うんですけど、やっぱり予算編成の絡みもあるので、どうしても予算編成の時には、やはりその受ける側の業者の方とか、いろいろ試算をして受けるわけですから、全体を考えると早いに越したことはないと思うんですけど。どうしても人事委員会とか人事院勧告が出た後という制約がありますので、その前で1回、次年度に向けた課題整理みたいな意見交換をできる場が、正式な審議会というんじゃないんですけど、事前の意見交換会があってもいいのかなと思っています。そういった中でいろいろお互いに相場観ですとか課題の整理をできたら、より実のある議論になると思っております。

最後に4番で、行政指導型からILO条約型ということで書かせていただきました。私が聞いている限り千代田区は運用でタイプを切り替えたって話を聞いたことあるんですけど、新宿区さんの場合は条例でしっかりやるというスタンスだと思うので、多分条例の改正が必要なのかなと思います。ただ、それも区側の提案で動かないとなかなか動かないでしょうから、その辺も早急に検討いただければなと思っております。雑駁ですけど以上です。

(六田会長)ありがとうございました。どうぞ、今、八木議員からいろいろご提案やお話がございましたが、ほかの委員の皆様からもご発言よろしくお願いいたします。

(小澤委員)前もって資料をいただいていたので読ませてもらったのですが、賞 与を含めた金額の算定っていうんですけれども、今、私どもがお話を聞いている 中で、日本の企業で中小、特に小さな会社ですよね、そこだと賞与って出てきてないところが非常に多い。その賞与を含めるっていうのは、結局大きな会社で安定している会社だと賞与の月数とかそういうのも全部把握できるんですけれども、今後、賞与を含めた下限額を定めていくには、どれぐらい賞与を出している企業があるのか、それと、はたしてどのぐらいのランクの企業を参考にしていくのか、それと何か月分とかいろいろありますけども、それをどういうふうに用いていくのかって、非常に大きな課題になっていくと思うんですよね。小さな会社だと1か月分ということで定めているところもありますし、それより大きなところでも全然出てないところが結構あるんですよね。非常に難しいところがあって、どうやってまとめていくかってことは、結構時間がかかる問題じゃないかなと思うんですけどね。でも、大切な項目ですよね。

(契約管財課長)八木委員、小澤委員からもありましたけれども、賞与の問題は本当に難しい問題だと認識しているところでございます。小澤委員からご意見ありましたように、やはり賞与を含めると事業者側の負担がかなり過大になると私どもは今の段階では考えているところでございますが、今後、状況をどのようにまず把握していくのか、そこからまず一歩を始めていきたいと考えております。

(小澤委員) 私もうちの会社の社員に言っているのは景気が良くて、利益が出れ ばみんなに還元できるよと。還元できない時もあるんですね。いろんな方と意見 交換している中で、「うちは 10 人ぐらいの工場だから、作業員の方に賞与をもう 出せないよ」「いや、出てないよねえ、うちここ 10 年ぐらい出てないもんね」っ ていう話があるんですね。これって日本の経済の縮図を見ているような感じがし ているんですよね。だから賞与っていうものがどういう考えのもとで会社、企 業、団体が出しているのかっていうことも、その意味合いをきちっと認識しなが ら決定していかないといけないんじゃないかなと思うんですよね。ただ、この最 低賃金で、去年も私、お話させていただいたんですが、本当に満足のいく生活ま でとはいいませんけども、不便のない生活ができるんですか?っていうね。た だ、これはフルタイムとパートタイムの差もありますよね。旦那さんフルタイム で働いてます、ですから私はこれ以上の時間を働けませんっていう方もいらっし ゃるわけなんですよ。その辺の塩梅って、どういう比率でどういう生活のウエイ トを占めているのかっていうことも、やはり考えながら決めていかないといけな い部分もあると思うんですよね。それがひいては職種による、賃金の設定ってい う形になってると思うんですけどね。

(六田会長)なるほどですね。この賞与っていうものの性格とか位置付けだとか企業・業種の大小さまざまなことがあるかと思いますが、一つの検討しなきゃならないところの中でまた色々検討し、公契約の中でそれをどのように取り扱い、位置付けていくかっていうことになりましょうかね。でも、本当に下限額を決めるにあたって、考慮に入れるものの対象になる・ならない、どういう場合だったらなるのかとか、さらにまた議論を重ねていくのには非常に看過できないと言い

ましょうか、今後、検討していかなきゃならないことだと思いますね。

(森委員) 私の方から2点申し上げたいと思います。1点目はですね、今回の労働報酬等審議会の出した労働報酬下限額は非常に大きな一歩だと思っております。ただ、金額の引き上げの幅が、大きいものですから、色々な影響が出てくると思っております。そういうものに対しましては、ぜひ充分に丁寧に対応していただきたいなと思っております。具体的には、先ほど意見書の中にも一部あったんですけれども、複数年契約しているものについて賃金等の上昇に見合う、その分をどうするか、業務委託等々については協定で毎年見直しをしているんですけれども、公共工事に関しては都の最賃を適用するというふうになっているままでございますので来年おそらく逆転をしてしまうとなった時に、その内規のままでよいのかというような、やっぱり今回の幅の動きがゆえにですね、今まで顕在化してこなかった、そういった逆転現象が起きることによって、伴って出てくる不都合というかですね。こういうのがたくさん実はあるんだろうと思っております。是非、丁寧に見ていただいて、この労働報酬等審議会の結論といいますか、意見がきちんと新宿区の施策ですとか、事業に反映されるようにしていただきたいなというふうに思います。

(契約管財課長) 森委員からご指摘がありました工事につきましては、公共工事 設計労務単価を採用しておりますので、その9割が労働報酬下限額になっており ますので、それからの最賃を下回るということはおそらくありえないんだろうと 思っているところでございます。

(六田会長)なるほど、ありがとうございました。事業者側からの森委員からの ご発言ございましてほかの委員の方々もどうぞお考えになられるところご提言、 あるいはご質問等々どうぞ自由にご発言くださいませ。

(小澤委員)長期の年度にまたがる契約ってありますよね。やっぱ人件費っていうのはやはり企業にとって非常に大きなウエイトを占めていく項目になりつつあるんですね。材料とか、そういうものは先が見えていますが、やはり労働者の数と労働者の賃金で、結構こう複雑に入り組んでいて、仕事が多くなると、じゃあ賃金が上がるのかっていうと、そうでもないような感じがしてるんですよ。ここ2年3年の長期な契約に関して、建築の方だと、スライド性っていうものがあるんですけども、3年4年の長期の契約になったときに、1年1年、最低賃金が確保できるような随時契約みたいな形の打ち合わせをして金額を増減していくようなことは区としては考えられるんでしょうか?

(契約管財課長)角谷委員のご意見にもありましたけれども、一番分かりやすいところでいいますと、例えば、この本庁舎総合管理業務3年間の複数年契約になっておりまして、当然のことながら当初の契約金額がまずは確定します。ただ、今回ですね、労働報酬下限額を1,080円から1,202円と122円の増、つまり11.3%増という大幅なアップになりましたので、それについてはスライド制といいますが、そういうものはおそらく必要になるだろうと、適切な契約変更が必要

になるだろうというところは私どもも認識しているところでございます。

(六田会長) 先ほどの森委員からのご発言がございましたが、前年に比べるといいましょうか、令和 4 年度に比べると 1,202 円というところで、そこから事業者側にとっては人件費の問題だとかですね、いろんな資材の高騰とかいろんなものがあるので、またお立場とすればよくお考えになられるものがあるかと思いますが、年度にまたがるところはスライド的なことをもって(対応する)ということでしょうかね?

(契約管財課長) そういう契約変更が必要になるだろうということは、私ども事務局として認識しているというレベルでございますけど。

(六田会長) 1つの問題を充実した形でクリアしていくのに、そういうこともまた視野に入れてということでしょうかね。

(森委員)毎年毎年そうやって協定を結んで、見直していくとなっていれば、そういうお考えを基にきちんとスライドというふうになっていくんだろうと思うんです。必ずしもそうではないものもあるので、そういうところも毎年見直していくというようなきちんと整理というか見直しをしていただいて遅れてついていくみたいなことにならないように、足並みをそろえて、この審議会の意向がきちんとすべての事業ですとか、契約に反映されていくようになればいいなと思っております。よろしくお願いします。

(契約管財課長)スライドというのはですね、実際やっている自治体もございます。東京都ですとか23区でいうと、大田区はやっていますね。私もその状況も把握しております。今回は本当に大幅にアップとなりましたので、そういうスライドっていうのはおそらく必要になるだろうと、これはまだ事務局レベルでございますが、そういう認識は充分持っているとご理解いただきたいと思います。

(小澤委員)上がるだけのことをみんな議論しているんですけど、私どもの経験はそうではないんですよね。リーマンショックの時を思い出していただければいいんですけど、建設業の請負金額では、下落幅ってものすごくあったんですよ。結局、お施主さんたちに当初これぐらいでできるでしょうっていうような話をしていたものから、階段を転がるように落ちていったんですね。そうすると、今話題になっている職人さんの日当っていうんですかね、労務費を補いきれないような下落幅が経済的に起きてくる。そういうときは、やはりこういう最低賃金・報酬も下げる。下がった時、すなわち日本の経済が本当に落ち込んでしまった時にはどうするのかということも議論の根底にはやっぱり必要じゃないかと思うんですよ。経済とか人の生活がどんどん上がっていく、物価が上がっていく、それはすごくいいことですが、それは日本だけの問題ではなくて、やはり世界的ないろんな状況が絡んできますので、その部分も一本線を引いておいたほうが、私はいいのかなというふうに思いますけどね。

(契約管財課長)下がる時のことも考えておいた方がいいというご意見でございます。現在、国におきまして経済財政運営と改革の基本方針ですが、最低賃金を

全国平均 1,000 円まで上げるというのが、今年の 6 月 7 日にも閣議決定していますので、当面の間はおそらく賃上げなんだろうと考えているところでございます。じゃあ、全国加重平均が 1,000 円を超えたら、その先はどうなるのかというそこはまだ見通せないところでございます。

(小澤委員)上がることは非常に喜ばしいことなんですよ。だけど、我々は根底にはそういうところも気にかけておかないとだめなんじゃないですか? 給料が上がる国民の生活の水準が上がっていく。それは私どもの役割としては非常に大切なことであって、それを目指していくのは、それを議論していくのは、一番大切なことなんですよ。私が感じたのは、やはりリーマンショックの時の無力さっていうんですかね。我々がどうにもできないっていう無力さが、中に放り込まれましてね、その辺のところはこういう場合もあるんだよねっていう合意を、ある程度の共有の気持ちとして持っておかないと。それは10年間、20年間、30年間、どんどん上がっていけばいいです。でも、日本円の価値が上がりました。だからといって給料が変わってますっていうような考え方って無いと思うんですよ。もう日本っていうのは世界に組み込まれていて、じゃあ世界的な生活水準とか、いろんなレベルから見てどうなのっていうことをやはり気にかけていかなければいけない時代になってきてるんですよね。ここに出席している方たちはみんな上がるのを目指しています。だけど、っていうところも考えておかないとまずいですよね。そう感じるんですよね。

(八木委員) まあ、そうですね。その時は国や都道府県で、行政がイニシアティブをとっていただきたいという気持ちもあるし、いろんな意味でね。下支えできるシステムは常に欲しいですよね。

(小澤委員) そうなんですね。でも、リーマンショックの時は私どもは手を差し伸べて貰いたいけど、どんどん去っていった協力業者さんもいるわけですよ。職人さんたちがね。現場を社長でも回ります。それで、みんなの顔を覚えている。その人たちがボロボロボロボロ抜けていくというところでね、それをどう押し上げて守っていったらいいのかっていうことも、やはりこの課題の一部にはなるんですよね。だからそういうところまで将来は検討できたらいいんじゃないかなと思うんですね。

(契約管財課長)本当に小澤委員から貴重な意見を賜ったところでございます。 そういう視点も、常に頭に入れながら今後の審議会の運営に努めていきたいと思 います。

(六田会長)報酬の下限額を決めるにあたって、そこにやはりこの付帯するといいましょうか、諮問に対して下限額を決定する過程において、つまりそこの金額に至るその底辺に色々と横たわってる問題、それからグローバル的なことも考慮に入れながら、事業者側と労働者、本当にそこでお働きくださる方々の生活の確保、それとともにそこに作られる、あるいは委託によって遂行される、区としての区民に対する良質な業務の提供というその確保を想定の視野に入れながら、審

議会として区長への提言を作っていく、下限額の決定そのものに直ちに影響する エレメントではないとしても、そこに生み出すもののその底辺にあるものとして 委員として考えていかなきゃならない問題点をご提言くださったということで、 とても良かったかなと思っております。

(角谷委員)次年度の委託の下限を1,202円に大幅引き上げするのはどうかという点についてなんですけれど、その将来的・本格的な考え方というのは一旦置いておいて、今回この大幅引き上げにあたって、その新宿区の賃金相場からすれば、事業者側、アンケートにもありました、実際もっと払っているということですとか、資格も経験もない人にもすでに払っているという感覚。一部調査したところ、そういう感覚を私と八木委員は持っているんですけど。そこで、森委員と石川委員にご意見をお伺いしたい。事業者側として商工会議所の会員の事業者の皆さんですとか、社労士として関わっていらっしゃって、事業者の皆さんは、その下限がこの1,200円を超えてくるので、経験者の人はそことの関係において差をつける必要性とかを含めた事業者への影響が、大きいと思うんですけれど。それを含めて、充分可能であるという理解でよろしいのか、そこら辺はいかがでしょうか。ご意見をお願いいたします。

(石川副会長) それこそ事業規模もいろいろありますので、「全然大丈夫」、「今でもそれをちゃんと払っている」という会社も結構いるんですけど、中には本当に最低賃金ギリギリで毎年最賃が上がるごとに慌ててそれに抵触しないように上げていくっていう会社もあるので、そういったところから、これだけのアップっていうのは非常に厳しいものがあるんですね。でも、それこそ労基署の指摘を受けて仕方なく上げているっていうところなので、実態としては厳しいと思っています。

(森委員)いわゆる賃金相場というか、季節とか時期によってもすごくやっぱり取りづらい時期と、非常に緩んでいる時期で、賃金水準って募集出して全く来ない時とたくさん来る時、それでかなり増減幅が大きいものですから、1,202円というのは実はやっぱり厳しい、大変っていうご意見は少なからずあります。やはり新宿区であってもいろいろな外から来る労働者の方も当然おられますし、新宿区の事業者も当然、外の事業をたくさんとっておられますので、どこで人を採るかっていうのは、すごく悩ましいというか、非常に大きなポイントの1つだと思っております。新宿区が(下限額を)決めたということで、おそらくそれに対応して動いていく事業者はすごく多いだろうなというふうに思います。

(小澤委員) これ新宿はね、1,202 円ということで流れができているわけなんですけど、お伺いしたいんですけど、他県の業者さんは、同じ職種であっても東京都内の職人さんと、ものすごく提案されてくる金額が違うんですよ。で、私たちも商売ですから安いほうがいいよねっていう話になるんですけど。そうは言っても、いつも一緒に仕事をしている仲間と、仕事をやりたいよねっていうふうになったときに、労働者側の八木さんたちはどういうふうにジャッジをされてるのか

なっていうのをお伺いしたかったんですよね。私どもも迷うんですよ。他県にある会社さん、東京の会社さんと、金額が大きく違うんですよ。で、それは結局、 農閑期なのか、常時やられているのかによって差が出てくるんだけど、そういう 場合は私達はどういうふうに考えたらいいのでしょうか?

(八木委員) 私、18歳の時に、最初、東京に出稼ぎで出てきたんですけど、や っぱ出稼ぎは非常に単純な例で、その地方では仕事がない。それで東京に行くと 仕事がある。それから地方と東京ではもう賃金格差ものすごい。そもそもまず高 卒で仕事が無いっていう地域でしたので、とにかく働き手からすると条件のいい ところ、高いところで働きたい。ただ、小澤委員のおっしゃるとおり、じゃあど っちを使うかっていうとやっぱり安い方なんでしょうけど、まず大前提で大雑把 な言い方をすると、どこで暮らしているかですよね? でも、労働者側からする と同じことしているんだったら、同じ賃金払ってください、ここで雇用している ここで使ってる以上同じ賃金払っていただきたい。ただ、公契約の審議会のその 根底にある考え方として、ここでやってる事業で民間もあり、お役所もあり、お 役所と民間のやっている人たちの賃金格差はまずいんじゃないのっていう問題意 識からスタートしている部分はあるんじゃないかなと労働者側の委員は思ってい るので、経営者側の委員からするとすごい微妙なのはよくわかるんですけどね。 私は今、新宿区の委員としてやっておりますけど、新宿区の区民あるいは条例の 理念の中にもありますけど、地域経済の活性化、地域住民の福祉向上というのは ありますので、できれば新宿の区民の方を雇用していただければなというふうに は思います。

(小澤委員)分かります。現状として安いからそちらの方を採用するっていうことは、今のうちの会社としてはないんですよ。チームとしてやってるので、多少の打ち合わせをしながら金額を決めますけれども。でも、ここがすごく安い金額で、だからこれでやってくれっていう話は今までの信頼関係を損なうので、それはないんですけど、でも、今そういうことが現に始まってるんですよね。現場には来ないんですけど、私どもの会社に来て、仕事をこういう形でやらせてもらいたいんだけど、うちの単価こうなんですけどどうでしょうかっていった時に積算見てびっくりしちゃうわけですよ。その辺の考え方を知りたかったんですね。

(八木委員) 私の範疇じゃないですけど、そういう話を聞くと、よそから来て仕事っていう話になるとあれですよね。会社としては利潤が出るのかもしれないけど、そこのもといる地域がどうなっているのかなって逆に心配になりますよね。 仕事がなくなってて、経済的にも低迷しているのかなと。そっちの心配しちゃうんですけど。

(六田会長) それこそ、公契約の下限額に直接影響することではないとしても、 発注される側を受けて、実際、工事に当たられる、或いは委託業務を遂行される 両者の側からのお立場で抱えていらっしゃる問題点をご提出いただいて、やはり これはこれで実態として大事なことだと思いました。ありがとうございました。 ★ 新宿区公契約条例に関するアンケートの結果報告について(中間報告) (契約管財課長)資料4に沿って、以下のとおり説明した。

2つのアンケート回答結果について、赤文字で目立つようにさせていただいて おります。具体的に1つ1つやっていくと1時間以上かかりますので、概略だけ ご説明させていただきたいと思います。件数につきましては前回第1回で説明さ せていただいたところでございます。それぞれの設問に対して、選択肢ごとの回 答件数と主な記入内容を記載しているところでございます。ただ、これはまだ途 中経過でございますので、第3回に最終報告をさせていただきたいと思っており ます。また、特に否定的な理由をですね、次回の来年度の公契約のアンケートに 活かしていきたいと考えております。今回、皆様にお示しているのは、全く隠し 立ての無い素直な意見を肯定も否定も含めて両方出していますので、その否定的 なところ、例えば、公契約条例を知らなかったという意見については私どもの周 知不足だと大いに反省しているところでございます。それで、来年度のアンケー トに向けて、今考えているのが、まず A4 サイズのチラシを新しくしようと検討 しているところです。公契約条例の対象となる契約につきましては、契約書を渡 す際にそれをクリアファイル入れて渡すことを考えており、その際にアンケート もやりますよっていうチラシを入れて契約書と一緒に渡して、御社がアンケート の対象になるかもしれませんけれども、対象になったらご協力くださいねという ような形で実施していくことで、どんどん改善していきたいと考えているところ でございます。具体的な内容につきましては、最後に第3回で全部固めたものを お送りしますので、今日はあくまでご一読いただきたいというところにとどめさ せていただきたいと思っているところでございます。

▶ 質疑応答等

(八木委員) アンケートに関してはさっき申し述べたとおりなんですけど、印象 として、やっぱり工事関係の方の件数が少ないっていうのが非常に分かりづらい のか伝わっていなかったのかというところがね。

(契約管財課長)今回のアンケートですね。実は令和3年度の公契約条例適用対象となった工事業者に対してアンケートを行ったものですから、今年度受注しているか、していないか定かじゃないというところがありまして、前年度でしたので、今年度はもし新宿の工事を受注してなかったらなんでうちは答えるんだろうなって、もしかしたらそういうふうに思われた可能性も否定できないと思っております。ですので、来年度につきましては、当該年度の契約に対してやるのかとか、その辺は運用の改善を図っていきたいと考えております。

(六田会長) もう終わったのに、何に対して聞いてくるのかというところでもあったでしょうかね。

(契約管財課長)最初の一歩でしたので対象をどこにしようかと思った時に、やっぱり前年度に新宿の発注した工場契約を受注していただいた業者さんにと考えたところですけれども、今から考えると1年前の業者にやったのがどうだったのかというところが反省と自分は思っています。

(六田会長) これから充実させていくというにおいては、これをまた足がかりにいるいろ検討させていただきます。どうぞ委員の方、他に何かありましたら。意見書でね、八木委員にもまた角谷委員にもご提言を書いていただいた、それも大変参考にさせていただいてということになろうかと思いますけれども。

(小澤委員) 建築、建設業が少ないって1件しかなかったんでしたっけ?3件? 何件建設に関わる仕事を受注したかによっても変わってくると思うんですよ、その辺はどうなんでしょう?

(契約管財課長)今回のアンケートは、まず5000万円以上の工事請負契約を昨年度受注した業者さんに対しまして行いました。ですから、対象件数は、21社ですね。21社の業者の方にアンケートをお出しして回収できたのが3社という状況でございます。

(角谷委員) 今回、このアンケート回答のコメントを拝見させていただきまして、感じるのが大きく2点なんですけど、やはり下限が低いっていう意見が見受けられ、もっと高くていいという意見があるというところ。これはその、賃金相場が高く業者さんが負担されてるんだなということ。あとは最賃で良いとか公契約条例そのものに対するご理解に行き届いていないが故の回答っていう部分がありまして、その2つを感じました。あと割りふりですけど、否定的な意見か肯定的な意見かというところが難しい。なかなか否定の中にもこれ否定なのかなっていうところがあって、分類が難しいのかなと思うんですけど。大きくはその2点、条例への不理解と実際の賃金相場が高いということを感じました。意見書に書かせていただいたとおり、委託、指定管理の方はわりとコメントをいろいろ書いていただいて、工事の方は数が少なすぎて分析とかをお願いすること自体が難しいということもありますので、やっぱり現場でのヒアリングとか、その現場従事者に即したアンケートを事業者に現場で取りまとめてもらうというのも必要と思っているところです。

(契約管財課長)来年度実施するアンケートにつきましてはですね、来年度まず 事務局の方で案を作らせていただきます。それを委員の皆さんにメールで配信し ますので、一度忌憚のないご意見をいただいて、より良いアンケートを作ってい きたいと考えております。

(六田会長) 刑事事件の場合はですね、それから特に交通事故なんかの場合、刑事事件民事もそうですが、現場百遍と言われるんですね。現場に百回行けと。現場が語るんだっていうことですね。刑事事件の場合、弁護士になる時に現場百遍という言葉をよく聞いたのですが、民事関係でも、いわゆる企業経営の場合、トップの方に対しては現場に行けっていうのが、こないだある大きな上場の副社長

さまが新聞に書いてらっしゃいましたが、入社した時にそこの課長さんが現場に行けって言われて、もう現場に行って現場がどうかってことをよく知って、やっと副社長というそこまで上がることができましたということが朝日新聞に載せていらっしゃいました。私たちは審議会で下限額について区長に対する答申をするわけでございますが、区のほうでそれに対する資料をご提供いただき、考え方をご提供いただいております。そういう中でやっぱりアンケートっていうのは事業者側におかれても、労働者側におかれても現場を知るというか、実態がどうなってるかっていうことを知る、本当に大変大事なよすがとなるデータ資料だろうと思います。ですので、これを充実させるということは車の両輪みたいな形で提言するのに資料を提供していただくなり、あるいは下限額の事務局の考え方をお伺いするにあたって事務局としてどういう現場を、どのように知っているか、理解しているか、大事なことだと思いますので、どうぞ事務局におかれてもよろしくお願いいたしたいと思っております。

第2のこの議題のアンケートについてここらあたりでよろしゅうございますでしょうか? これでよろしければ次回の 12月 12日のアンケート最終集計をお待ちいたしたいと思っております。一応、これで閉じることにして、お考え頂いて、第3回目、12月 12日の時には答申の結論を出さなきゃなりませんので、1回目、2回目の審議を踏まえて確認またご検討いただき、12日にご臨席いただければありがたいと思っております。もしご異議なければ第2回目ではこれでということで議事閉めてしまってよろしいでしょうか? 何かございましたらおっしゃってください。

(八木委員)いいかなと思います。アンケートを見てて思ったんですけど、例えば今回引き上げることで若干また回答も変わってくるだろうし、やっぱり今、会長もおっしゃったように、追っかけながら毎年変化に合わせながらやっていくっていう、業者さんと一緒に歩いていくっていう、そういう1つのツールでもあると思うので、やはり普段の見直しが必要だと思いますし、僕も一緒にやっていくしかないのかなって気がしますけど。

(角谷委員)概ね、次回以降、答申決めていくっていう中で、昨年でもそうですけれど、次年度以降の課題といいますか、付帯意見として何を積み残し次年度につないでいくかっていう部分も次回あろうかと思います。それで、先ほど下限額のところで、郊外施設が現地の最賃であるということについては、それでスタートして進めているんですけど、それだと条例の効果を発揮しないのではないかという意見を今回新規で出させていただいたんですが、それについて議論・ご意見とかいただいておいた方がよいかと思いまして。ここの部分について課長から追って検討ということではあるんですけれど、労働者側だけが意見を言っただけで、他の皆さんがどのような意見をお持ちかというのを、感想でもよろしいので。

(小澤委員) 他県の基準を最低労働賃金で。今新宿の方の最低労働賃金は 1,202

円ですよ。じゃあ、その上乗せを今考えて考えられているわけでしょ? (八木委員) 考えて一応出したんですけど、さっきの課長が検討していきますと

(八木委員)考えて一応出したんですけど、さっきの課長が検討していきますと言ってくださったので、たぶん次はいい回答はもらえるのかなと思います。

(契約管財課長)事務局からまず一言申し上げますと来年度の郊外施設はですね。今年度の最低賃金ではないんですね。来年度も多分 31 円とか 32 円アップするであろうと考え、それで今年度の上げ幅をさらに上乗せしています。令和 5年 10 月に、新たな最低賃金が、例えば山梨、長野、神奈川で適用されても、おそらく大丈夫だろうという金額にはしているという点について、ご理解いただきたいと思います。昨年度までは今年度の最低賃金だったんですね。しかし、令和5年度はさらに来年度の上乗せが想定されるところも見ています。それだけはまずご理解いただきたいと思います。

(八木委員) 角谷さんの意見も同じようなものだと思うんですけど、非常に何が言いたいかっていうと、新宿区で綺麗に計算してくださったので、そこだけ行(二)の1-19、数字は違うかもしれないけど、それでいいんじゃないかなっていう気もするんですけどっていう話なんですよね。

(契約管財課長) その辺のですね、まず状況の調査からさせていただければと思っております。

(小澤委員) 私なんかだと長野出身なんですね。長野、山梨ってバッチリもう当たってるんですけど、それで1,202 円っていうのはいい金額だと思うんだけど、長野とか山梨の人たちの最低賃金の差っていうものがほどほどにしないとそちらの方の自治体の最低賃金にも影響を及ぼしてきますよね。それがやっぱり僕たちはいいんじゃないのって大手を振って言えない。というのは、やっぱり最低賃金の問題って、村の中だと、「あそこのところねえ、新宿の保養所の給料はね最低賃金こうだよ」と。「えっ?!」って、言うわけですよ。「いや、私は980 円しかまだもらってないよ」と。「じゃあ、うちも村の役場行って言わなきゃいけないよね」っていったときに、追従できる財務なのかそうじゃないのか、大きな影響をしてくるんですね。だからその辺のところやっぱり慎重に検討しながら決めていかないと僕たちからすれば嬉しいような恐ろしいようなっていうのがあるわけですよ。

(八木委員) 気持ちとしては例えば長野、山梨で高卒で保養所で働くことになっても、地元で、だいたい高卒で採用された人と同じぐらいの水準の、あるいはその役所に行った人と同じくらいの水準の、時給換算ですからね、賞与がないわけですから。時給換算ベースでも同じぐらいかなというぐらいの数字にしてあげた方が良いのかなという気持ち。プラス、そうすると課長が毎回毎回こうやって緻密にこう積み上げていくストレスも少し軽減があるんじゃないかな。そしたらすんなりと数字が出せるのかなという。少し優しい気持ちで。

(小澤委員) それが長野の施設、私も知ってるんですけど、ちょうどうちの親戚 の家のすぐ近くにあるんですけど、村って誰が入ってきたかってバス停を降りた 瞬間にわかるんですよね、誰々さんの誰々君が来ましたよって。それぐらいのところで、もう情報が錯綜してるわけですよ。もう1日でも広がるわけですよ。その辺ところもよく配慮されて、向こうの方の自治体の耐えられる範囲内の形が一番いいんじゃないかなって思うんですね。

(契約管財課長)小澤委員から本当に貴重な意見いただいているところでございます。本当にやはり地方に行くと新宿区の施設で働く人だけ突出して高いぞというような事態は避けないといけないのかなっていうふうには思っております。とはいえ、最低賃金は絶対ですから。今年度は来年度も見込んで積んだというところでございまして、まずはそれぞれ3つの自治体の高卒初任給を調査するところから始めていきたいと思っております。

(小澤委員) こまめに調査して調整された方がいいと思いますよ。

(契約管財課長) それはしっかり調査して参ります。

(六田会長) それでは、第2回の審議はこれで終了するということでご了承いた だければと思います。

その他

▶ 今後のスケジュール

● (事務局から)次回の審議会開催日時は、12月12日(月)午前2時から、場所は今回と同じ入札室の予定。意見等がある場合には11月29日までに事務局あてファックス又はメールにて申し出るよう依頼。(閉会)